

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第六百十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の  
規定により告示する。

昭和三十三年十一月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

◆告示 保安林の指定予定

” 保安林の指定解除

” 医療機関の指定

” 建設業者の変更登録

” 土地改良事業計画の縦覧

” 空中写真測量の実施

◆教委告示 公立学校教員採用志願者選考試験の実施

郡	森林所在地	番	全面積	要指定見込面積	施業要件	指定の目的	申請者住所名	
八頭	若桜	中原 奥若浪	九八七の一七五	九、〇〇〇	一五、六〇〇	二五、六〇〇	小面積の区分皆伐	水源かん養 若桜町長
同	同	同	九八七の一七六	三、五〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	”	”

同	同	同	九八七の一七七	六、〇〇〇	七、二五〇	七、二五〇	"	"	"
同	同	同	九八七の一七八	六、〇〇〇	一六、八〇〇	一六、八〇〇	"	"	"
同	同	同	九八七の一七九	六、〇〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	"	"	"
同	同	同	九八七の一八四	二、〇〇〇	六、四七〇	六、四七〇	"	"	"

鳥取県告示第六百二十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知をうけたから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年十一月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

郡	町村	大字	字	地番	全面積	要指定面積	施業要件	指定の目的	申請者住所氏名
日野	多里	萩原	中井谷	一一〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	小面積の区分皆伐	水源かん養	多里村大字萩原宝石仙次郎外四名
同	同	湯河	稻積奥	一、〇三九	四九、七五	七五、〇〇〇	同	同	同
同	同	根雨	金持朝刈	一、〇二四の一	三九、八三	三九、八〇〇	同	同	同
同	同	同	同	一、〇三〇の一	二七、三三	三二、五三	同	同	同
同	江府	武庫	三谷山	一、八三七の四	一六、七五	一三、九六	同	同	江府町

同	同	同	俣野	篠谷山	一	三、〇〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	同	同
同	同	同	同	岩谷山	九四五の一	三六、六〇	二四、一四〇	二四、一〇〇	同	同
同	同	同	同	掛橋山	二、〇一三の一	一一、三三	一六、八〇〇	一六、八〇〇	同	同
同	同	同	同	蛇喰山	二、五七一の一	八五、四七	六、五〇〇	六、五〇〇	同	同
同	同	同	同	切詰山	二、五七二の内	四八、〇〇〇	四八、三〇〇	四八、三〇〇	同	同

鳥取県告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二十条の規定により次の保安林の指定を解除した。

昭和三十三年十一月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

所	在	場	所	全面積	解除面積	解除の理由	所有者	申請者
岩美	国府	上荒舟	小虫谷奥	六四四の二	一、〇〇〇	指定理由の消滅	国府町上荒舟	国府町大字上荒中島光雄

鳥取県告示第六百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとずき指定医療機関として次のものを指定

した。

昭和三十二年十一月十九日 鳥取県知事 遠藤 茂

指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所名

昭和三十二年十月十日 福島 医院 境港市中町九三 米子保健所

鳥取県告示第六百二十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年十月三十一日変更登録した。

昭和三十二年十一月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 申請者氏名

鳥取県知事登録 昭和三二、二、二六 中央建設株式会社 八頭郡河原町大字渡一木二五六ノ二 (新)近藤政信 (旧)尾崎信一

鳥取県告示第六百二十四号

稻光井手土地改良区から、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、新たに行おうとする土地改良事業の認可申請があつたので、

当該土地改良事業計画(かんがい排水)について審査の結果右申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年十一月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の場所

西伯郡大山町役場

三 縦覧の期間

昭和三十二年十一月二十日から同年十二月九日まで

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十五号

県管で宇野地区農地保全事業を行うため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、土地改良事業計画を定めた。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年十一月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
県管宇野地区農地保全事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年十一月二十日から同年十二月九日まで

三 縦覧の場所

東伯郡羽合町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十七号

次のとおり空中写真測量を実施する旨岡山農地事務局長から通知をうけた。

昭和三十二年十一月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 作業の種類 空中写真測量

- 二 作業の期間 昭和三十二年 十月二十九日から 昭和三十二年十一月二十五日まで
- 三 作業地域 米子市、境港市、日吉津村

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十九号

鳥取県公立学校教員採用志願者に対する選考試験を次の要項によつて実施する。

昭和三十二年十一月十九日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

昭和三十三年度鳥取県公立学校教員採用志願者選考試験実施要項

鳥取県公立学校教員採用志願者に対する選考試験を次の要項によつて実施する。

一 受検資格

- 1 現に教職にない者で、次の免許状を有する者又は授与見込の者

(1) 高等学校

教育職員免許法（以下「免許法」という。）による高等学校教諭普通免許状、旧免許状又は教諭相当資格証明書。ただし、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書については体育に限る。

(2) 盲学校、ろう学校

(イ) 免許法による小学校、中学校又は高等の教諭普通免許状、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書

(ロ) 免許法による盲学校、ろう学校の教諭普通免許状、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書

(ハ) 免許法による特殊教科普通免許状、旧仮免許状又は教諭相当資格証明書

2 四年制大学卒業業者（卒業見込の者を含む。）で高等学校、盲学校又はろう学校の臨時免許状下附の資格を有する者。

3 学校教育法第九条及び地方公務員法第十六条の欠格事由に該当しない者。

4 教職未経験者は三十才未満、教職経験者は三十五才未満である者。ただし、昭和三十三年三月大学卒業見込の者については制限しない。

#### 二 試験期日及び場所

- 1 学力検査 昭和三十三年一月八日（水）午前十時から
- 2 口頭試問 九時から 一月二十四日（金）午前
- 3 場 所 県立鳥取西高等学校第一校舎（鳥取市東町）

#### 三 試験の方法

- 1 学力検査は、一般教養、教職教養及び教科専門教養について、筆答によつて行う。
- 2 教科専門教養は、専攻教科を主として行う。
- 3 実技を必要とする教科については、実技を加えることがある。
- 4 口頭試問は、学力検査の結果によつて、成績良好な者のみについて行い、直接志願者に連絡する。

#### 四 出願手続

志願者は、次の書類に、十円切手をはつたあて先明記の封筒を添えて、昭和三十二年十二月二十一日までに

必着するよう、高校教育課に提出しなければならない。

1 鳥取県公立学校教員採用志願書（第一号様式）

2 履歴書

3 身元証明書

4 最終学校および出身高等学校成績証明書

5 免許状写又は免許状下附見込証明書

6 健康診断書（第二号様式）

#### 五 注意事項

1 健康診断書は、鳥取県内県立保健所において作成することを原則とするが、県外大学の出身者等にあつては、居住地の保健所において作成したのもよい。

2 胸部疾患についてはレントゲン撮影（六×六判以上）によつて診断を受けること。

3 胸部疾患について病歴を有する者、疑のある者等については、直接撮影による写真を提出させることがある。

4 学力検査当日、志願者は、筆記具、昼食を携行すること。

5 本要項に関する質疑は、直接高校教育課に問合はせること。

身 上 調 査

家 族 状 況	氏 名	年 令	続 柄	職 業	收 入	備 考	写 真	
資 産 状 況								
身 体 状 況	健 康 状 況	既 心 症	マ ン ト 氏 反 応	そ の 他				
性 行	趣 特 運 長 短	味 技 動 所						
備 考								

(第一号様式)

※ 受付年月日		※ 受付番号							
※ 名簿記載年月日		※ 採 用							
鳥取県公立学校教員採用志願書									
ふりがな氏名		生年月日	昭和 年 月 日 (満才)						
本 籍									
現 住 所									
学 歴	学 校 名	年 月 日	卒業修了 中 退	勤 務 内 容	年 月 日	退職等の 理 由			
				職					
専 攻 科 目	免 許 状	種 類	教 科	下 附 年 月 日	希 望 学 校 希 望 任 地 又 は 希				
私は鳥取県公立学校教員に採用していただきたいので必要書類を添えてお願いします									
昭和 年 月 日									
氏 名 印									
鳥取県教育委員会殿									
受 検 教 科		※ 一般教養		※ 専門教養		※ 面 接		※ 判 定	

※欄は記入しないこと。

(第二号様式) 健康診断書

住所	都道府県	市郡	町村	大字	番地
氏名		性別	男女	生年月日	昭和 年 月 日 (満 才)
身長	Cm	体重	Kg	胸囲	Cm
視力	右 ( )	左 ( )	聴力	右 ( )	左 ( )
色神		聴力	右 ( )	左 ( )	せき柱 形態 疾病 栄養
結核病		X線検査	透視 直接 間接		
性病		赤血球沈降速度	1時間値	2時間値	
眼病		かくたん検査	塗抹 培養		
耳疾		ツ反応検査	反応判定	× (硬水 二重)	
傳染性皮膚病					
精神病					
その他の疾患					
既応症					
就業上の 注意事項			備考		
上記のとおり診断する					
昭和 年 月 日					
保健所名 医 師					印

備考 1 X線検査は6×6以上による  
 2 かくたん検査は胸部疾患の既応症を有する者、X線検査上異常を認め  
 た者以外は必要ない

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
 発行日 火 金  
 印刷所 鳥取県鳥取市東町取  
 刷行 鳥取県鳥取市東町取  
 所 鳥取県鳥取市東町取  
 印刷所 鳥取県